

内航海運の環境対策

国土交通省 海事局 安全・環境政策課
平成21年4月27日

内航海運における地球温暖化対策の現状

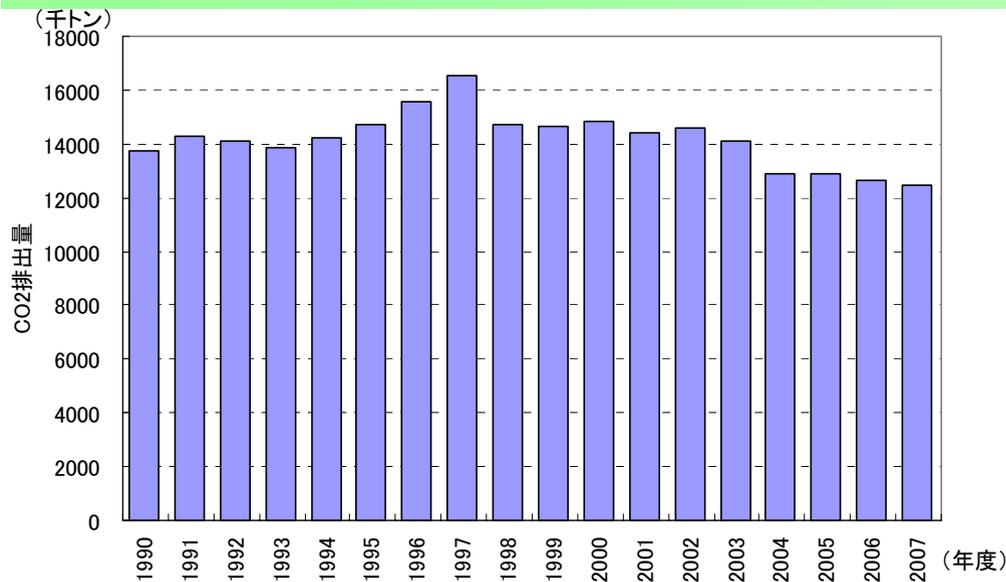
内航海運からの排出量

- ◆内航海運からのCO2排出量は約1300万トン
(運輸部門全体に占める割合:約5%、日本全体に占める割合:約1%)

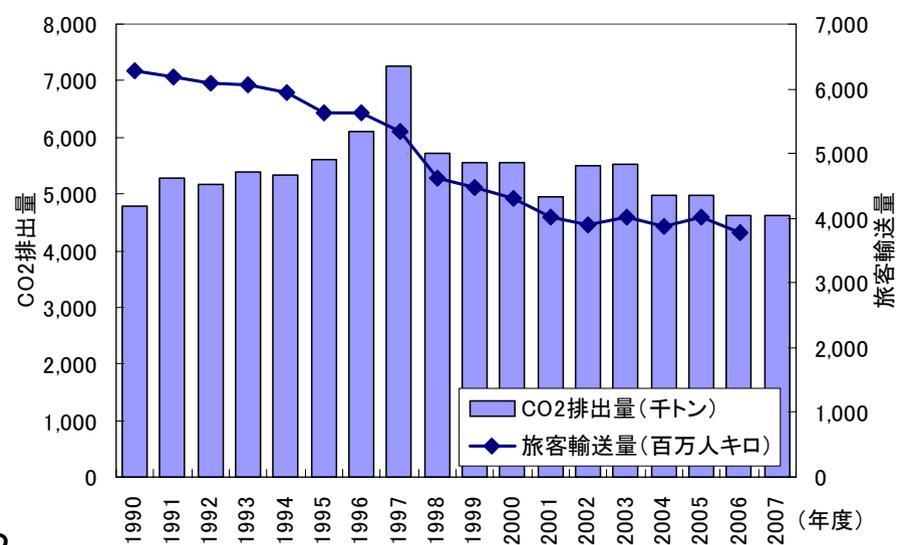
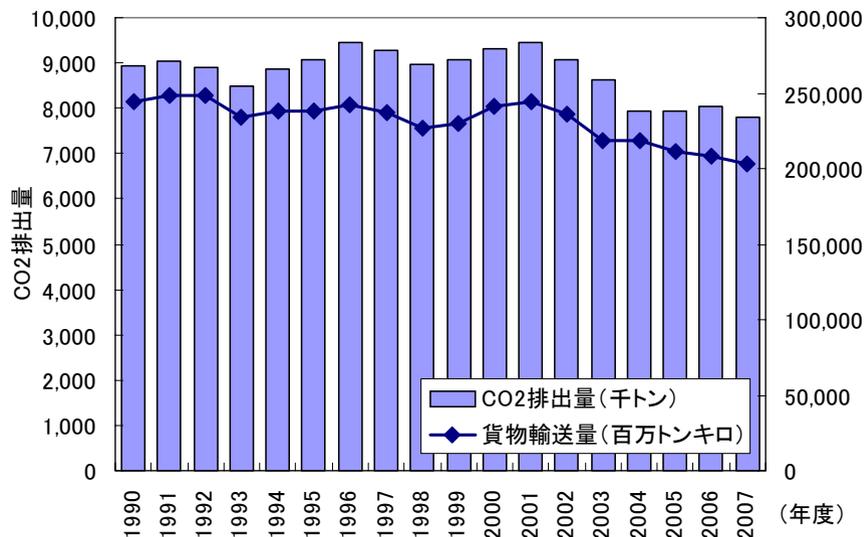
地球温暖化対策の現状(京都議定書関連)

- ◆改正省エネ法(平成18年4月施行)
 - ・対象者 : 特定貨物輸送事業者(総船腹量2万GT以上)
特定荷主(輸送量3万トンキロ以上)
 - ・義務付け : 中長期的計画の策定及び毎年報告
 - ・目標 : エネルギー消費原単位を年平均1%以上削減
- ◆京都議定書目標達成計画(平成17年4月)の自主行動計画
 - ・実施主体 : 内航総連、旅客船協会
 - ・目標 : 2010年のCO2排出原単位を3.0%削減(1990年比)
 - ・現状 : (内航総連) 排出総量は減少しているが、原単位は6%増(2007年度)
(旅客船協会) 排出総量は減少しており、原単位は1%減(2007年度)

内航海運（貨物・旅客）のCO2排出量及び輸送量



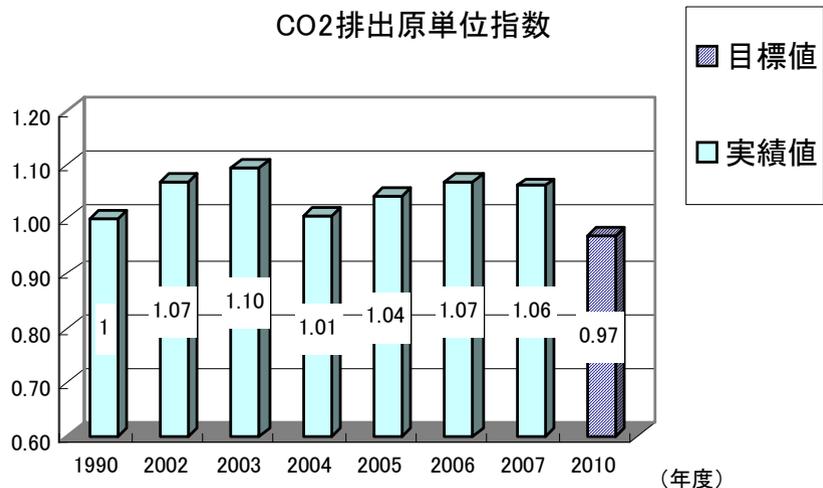
左上：内航海運のCO2排出量
 左下：内航貨物のCO2排出量及び輸送量
 右下：内航旅客のCO2排出量及び輸送量



内航海運（貨物・旅客）の原単位（自主行動計画に基づく）

日本内航海運組合総連合会

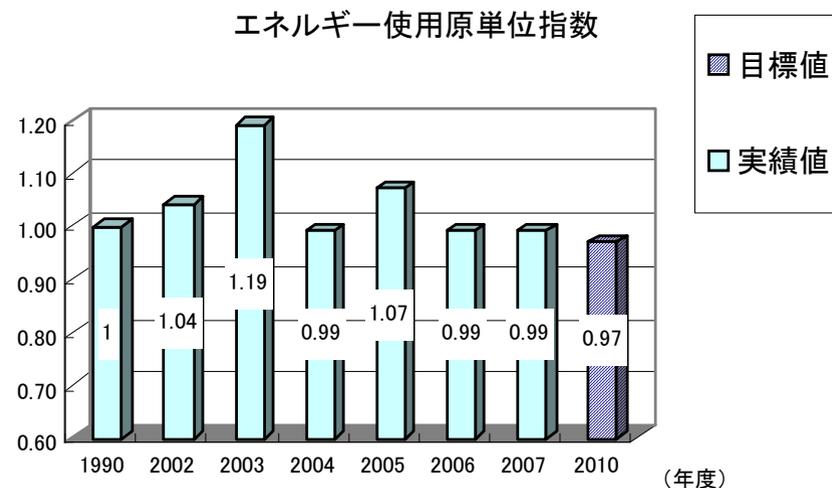
CO2排出原単位指数



CO2排出原単位
= CO2排出量 / トンキロ

日本旅客船協会

エネルギー使用原単位指数



エネルギー消費原単位
= エネルギー消費量 / 総トン数

内航海運における地球温暖化対策の方向性

今後の地球温暖化対策の動向

本年12月の気候変動枠組条約締約国会議(COP15)で、2013年以降の更なるGHG排出削減のための新たな枠組み(ポスト京都議定書)が決定される予定

ポスト京都議定書における新たな排出削減に関する中期目標(2020年)及び長期目標(2050年)等が決定され、あらゆる分野における地球温暖化防止への更なる対策が求められる

既存施策の一層の推進に加え新たな取り組みが必要

今後求められる取組

[既存施策の一層の推進]

- ◆省エネ内航船への代替建造促進
 - ・スーパーエコシップ(SES)及び省エネ船の普及促進
 - ・NEDO補助(省エネ設備の導入費用の助成)
 - ・船舶特別償却(8%以上削減船に対する特別償却等)
- ◆モーダルシフト施策の更なる推進

[新たな取組み] (例)

- ◆新造船対策
 - ・船舶の大型化による効率改善
 - ・省エネ船普及促進制度の拡充
 - ・燃費規制の導入
- ◆現存船対策
 - ・省エネ運航の推進(減速航行等平均運航速力の低減、最適航路選択等)
 - ・省エネ運航設備の導入支援(プロペラボスキャップフィン、低摩擦塗料等)